

利用可能な県の施策一覧

【注意事項】

利用にあたっては、各施策の利用要件を満たす必要があります。各施策の詳細な要件については、事前に担当課にお問い合わせください。

令和8年3月1日現在

施策の名称	内容	担当課 問合せ先
県営住宅への入居	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を入居申し込みにご利用できます。	住宅課 県営住宅グループ 087-832-3581 https://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/keneijutaku/kfvn.html
かがわスマートハウス促進事業補助金	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を、子育て世帯又は複数世代同居の加算にご利用できます。	環境政策課 カーボンニュートラル推進室 087-832-3851 https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/r7kagawasmarthouse.html
香川県知事表彰 香川県文化表彰 香川県教育委員会表彰	被表彰者が死亡した場合の表彰において、パートナーシップ等の関係にある方は、遺族に含めて授与することができる取扱いとします。	秘書課 087-832-3013 文化振興課 総務・振興グループ 087-832-3784 教育委員会総務課 総務・財務グループ 087-832-3730
心身障害者扶養共済制度	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を加入手続きにご利用できます。	障害福祉課 地域生活支援グループ 087-832-3292 https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogai/fukushi/sodan_shien/fukushi_seido/teate_nenkin/fuyo_kyosai.html
かがわ結婚応援パスポートcomete（コメテ）	令和6年4月1日以降にパートナーシップ関係となった方は、対象者として取り扱います。	子ども政策課 少子化対策グループ 087-832-3287 https://colorfulplus.pref.kagawa.lg.jp/comete/
香川県犯罪被害者等見舞金	パートナーシップ関係にある方も対象者として取り扱います。 なお、給付にあたっては、所定の調査があります。	くらし安全安心課 安全・安心まちづくりグループ 087-832-3232 https://www.pref.kagawa.lg.jp/kurashi/hanzaihighai/jyourei_seitei.html
県立病院での患者の病状説明、面会等	医療上の配慮として、従来よりパートナーシップ等の関係にある方に広く認めています。（詳細は、各病院にお問い合わせください。）	中央病院事務局 診療支援課 087-811-3333 丸亀病院事務局 総務企画課 0877-22-2131 白鳥病院事務局 0879-25-4154
国外運転免許証の代理申請	申請者が既に外国へ渡航している場合など、パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を代理申請にご利用できます。	警察本部運転免許課免許係 087-881-0645

【県職員向け】

世帯用の県職員住宅及び教職員住宅について、パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を入居申し込みにご利用できます。